

令和元年6月18日  
生活支援部保護第一課・保護第二課

## 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について

### 1 債権放棄について

江東区私債権の管理に関する条例（平成27年3月条例第16号）第13条第1項第1号「債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき」及び同項第3号「当該債権について消滅時効が完成したとき」に基づき、債権を放棄した。

### 2 債権放棄額等について

債権の名称	債権の額	債権の件数	放棄決定日
女性福祉資金貸付金	592,850 円	3 件	平成 31 年 3 月 29 日